

保育所等利用申込みに関する確認書

※ 内容をご確認いただき、保護者署名欄にご署名のうえ、お申込みください。

確 認 事 項	
①	「保育所入所のご案内」の内容を十分に理解したうえで、申込みをします。
②	提出された書類の返却はできません。また、コピーのお渡しもできません。 ※ 育児休業給付金の申請等で必要な場合は、提出前にコピー等をお取りください。 (詳しくは、勤務先または所管のハローワークにご確認ください)
③	希望施設について、必ず見学し、施設の環境、教育・保育方針等を確認したうえで、申込みをします。また、申込児童にアレルギー、食事制限、発達・保育で気になること等がある場合は、施設で対応が可能なことを確認したうえで、申込みをします。
④	保育所等入所申込みに必要な書類は、書類に不足がないよう必ず提出期限までにご提出ください。不足書類がある場合は、受付できないまたは、利用調整が行えないことがあります。
⑤	申請書及び必要書類に記載された内容（記載が無い場合も含む）が事実と異なる場合、給付認定及び入所内定を取り消される場合があります。
⑥	「保育を必要とする事由」が無くなった場合は、退園するか、支給認定区分の変更手続きをします。
⑦	保育の必要量を変更する場合は、変更を希望する月の前月末までに変更申請の届出をしてください。
⑧	申込み後に、申請書及び必要書類の記載内容に変更があった場合は子育て健康福祉課に連絡し、必要な手続きを行います。
⑨	年度内と翌年度4月の申込みをし、年度内の入所が決定したら、翌年度4月の申込みは自動的に取り下げとなります。
⑩	入所後、お子様が環境に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間については、お子様によって個人差がありますが、おおよそ2週間程度かかります。なお、入所日より前の慣らし保育をすることはできません。
⑪	入所後、保育の必要性（保護者の就労実態等）について継続して調査を行います。保育の必要性が確認できない場合は、退園となります。

清川村長 宛

保護者署名欄	以上のことを確認（同意）のうえ、保育所等の利用申込を行います。
	令和 年 月 日
	保護者氏名 _____